

平成30年 第10回総会・会議録

1. 日 時 平成30年10月10日(水) 午前10時～10時40分

2. 場 所 小倉南区役所2階 大会議室

3. 出席委員 農業委員 (17名)

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	5番 永津 てるみ	6番 大迫 正勝
7番 大川 國保	8番 村上 護	9番 椰野 保博
10番 井手尾 秋義	12番 岩谷 紀尚	14番 古海 博
15番 濱中 興三	16番 稲光 進	17番 奥野 泰美智
18番 尾倉 加三	19番 中村 治雄	

農地利用最適化推進委員 (12名)

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
27番 村田 安行	28番 平尾 長正	29番 古田 俊策
30番 立岩 新吉	32番 中畑 栄	33番 寺岡 朝治

4. 欠席委員 (4名)

11番 八木田 経二	13番 下澤 繁道	26番 尾上 進
31番 三村 訓章		

5. 事務局・出席職員 (5名)

事務局長 森元 義男	次 長 石丸 校寛
係 長 橋本 浩司	主 査 奥 浩二
主 査 武智 良枝	嘱 託 橋本 哲治

6. 報告事項

報告第46号 使用貸借権の解約について	3件
報告第47号 農地法第3条の3の規定による届出について	1件

報告第 48 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について 2 件
報告第 49 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について 11 件

7. 議案及び結果

議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 5 件
議案第 39 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定 9 件
について

事務局長 おはようございます。定刻の 10 時になりましたので、平成 30 年第 10 回東部農業委員会総会を開催したいと思います。では、本日の総会の出席状況でございますが、総数 33 名のうち 29 名の出席をいただいておりますので、この会が成立していることをご報告いたします。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。以降の進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

井手尾会長 皆さんおはようございます。ただ今より平成 30 年第 10 回総会を開催いたします。農地関係議案、報告第 46 号から事務局説明をお願いします。

事務局 第 10 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。
平成 30 年 10 月 10 日
北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義
報告第 46 号使用貸借権の解約について
<第 1～3 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、3 件ご報告いたします。

報告第 47 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1 件ご報告いたします。

報告第 48 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、2 件ご報告いたします。

報告第 49 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

<第 1～11 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、11 件ご報告いたします。

井手尾会長

本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

それでは、これより議案の審議に入ります。議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ですが、審議に入ります前に本議案の当事者となっている藤堂委員は、一時、退席をお願いします。

(藤堂委員 退席)

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

<第 1～5 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、5 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは今回、現地調査を行っていただいた、1 項から第 4 項について、小倉南区大字道原地区担当の、本来は、藤堂委員ですが退席されていますので、代行していただきまして、中村治雄副会長にお願いいたします。

中村副会長

第 1 項から第 4 項は同じ事なのですが、もう耕作する者がいないということで困った挙句、藤堂さんをお願いしたいということです。受けてくれる方がこの地区におられるだけでも良かったということで、実際の中山間地の現状だと思えます。ご審議よろしくをお願いします。

井手尾会長

第 5 項は、小倉南区中曾根東地区担当の濱中委員に、補足説明をお願いします。

濱中委員

瀬来さんは長年、曾根地区で相当の量の農業をしております。それからこの土地の持ち主は、私のよく知っている方なのですが、アメリカにいて子供もおりません。どなたかに無償で譲りたいということで、今回無償譲渡ということになりました。ご審議よろしくをお願いします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご審議ご質問等はございませんか。

奥野委員

譲渡人は海外におられるではないですか。その場合の所有権移転、貸し

借りというのはどうするのでしょうか。日本人同士なら簡単ですよ。

濱中委員

男性の息子、独身者ですが、だいたいその方が譲り受ける予定でした。ですが、その方が亡くなられたので、アメリカにいる姉が譲り受けたということです。

井手尾会長

詳しい説明を事務局説明をお願いします。

橋本係長

本件は所有者から委任を受けた方が代行して、手続きを行っております。ご印鑑等もお預かりされておりましたので、問題なく手続きは済みました。

奥野委員

外国も印鑑を使いますか。

橋本係長

日本で登録されているものがありました。相続も法務局で、滞りなく行われておりましたので、こちらでも同様の手続きを取らせていただきました。

井手尾会長

よろしいでしょうか。何かご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 38 号につきましては、許可と決定いたします。

それでは、審議を続行しますので、藤堂委員は入室して下さい。

(藤堂委員 着席)

続きまして議案第 39 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 39 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について

<第 1～9 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、9 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 39 号につきましては、原案どおり決定といたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。

本日の署名委員は、5 番 永津委員と 6 番 大迫委員です。よろしく願います。そのほかで何かございませんか。

橋本係長

それでは、前回総会で奥野委員よりご質問がありました、報告第 44 号市街化区域内の届出のうち、開発許可不要とされていた案件の理由について開発指導課より回答を得ましたので、今回ご報告させていただきます。

まず、不要とした理由の一点目は、都市計画法第 4 条第 12 項に該当しない、すなわち、これは土地の区画形質の変更を伴わない開発については、開発許可を要しないため、でございます。具体的には道路や水路、その他の公共物の新設や廃止、変更を行わない、または定められた高低差を超える切土や盛土といった造成を行わない、これらの開発が該当いたします。なお、前回報告した届出案件では、木造二階建て共同住宅の建設及び学校法人が使用するグラウンド、無蓋駐車場が土地の区画形質の変更を行わない計画のため該当いたします。なお、本日の案件報告第 49 号の第 4 項、5 項もこちらに該当いたします。

二点目は、都市計画法第 29 条第 1 項第 1 号に該当するため、具体的には 1000 m²未満の開発行為は許可不要となります。対象となった届出案件は分譲住宅 1000 m²未満の開発で施工範囲の拡張の場合でも、最低 2 年以上の間隔をあける計画のため、許可不要となったとの回答でありました。前回奥野委員がお尋ねになられたのはこちらの案件になります。

ご懸念の許可不要の開発で、新たに発生する排水の水路への影響のチェックにつきましては、農業委員会事務局では届出書の確認審査の際に、給排水が上下水道の利用か又は既存水道の利用かを確認いたしまして、水路利用の場合は区役所のまちづくり整備課との協議を指導しております。なお、同まちづくり整備課の方では、水路の施工承認や使用承諾の審査の際には、開発許可案件と同様に地元の水利承諾の提出を義務付けております。

これらにより、許可不要の開発においても水路への影響については、許可案件と同様のチェックを行うこととなります。以上で、報告第 44 号市街化区域内の届出のうち、開発許可不要とされていた案件の理由についての説明を終わります。以上でございます。

井手尾会長

奥野委員、よろしいでしょうか。

奥野委員

排水の流れ先さえ、きちんとしていただければいいと思います。田んぼの場合は畦が 30 cm 位ありますので、少々の雨でも溜まるのですが。降った雨が既存の周囲の田畑に影響を与えないことを担保してもらえれば結構で

す。

井手尾会長

ほかに何かございませんか。

立岩委員

市街化区域の見直しは、いつされるのですか。

井手尾会長

都計審の見直しですか。

事務局長

都市計画の関係、市街化区域の線引きの見直しの関係の事だと思いますが具体的に来年のスケジュールには加わっておりません。二年前くらいに見直したのではないかと思います。ただ、まだ先の事ではないかというイメージでございましたが、確認をさせていただきます。

井手尾会長

事務局の方で今後いつされるのか、確認をしていただき、また次回の総会で報告をお願いいたします。

では、事務局に二点、色々と委員から相談を受けた内容でお話がございます。前回の豪雨によって田んぼに土砂が入った件は、河川から溢れて、田んぼに水が入ったわけですから、河川工事をする時に何とかならないかという話を、今、進めております。また、大下委員の自分達で浚渫を行い、写真や領収書はあるという問題については、北九州の場合、農政、河川、県の関係がありますから、その窓口はどうなるのかと。明日、議論があり、大まかな話はしますが、そのあたりまでつめるわけにはいきません。浚渫の場合で、河川が氾濫して水が入って、すぐにあげなければならない部分は、農政と河川課が一部あげております。ただ、その都度、個人によって対応が異なる部分がありますので、事務局の方で各関係機関に問い合わせして下さい。お金の問題もありますので、次回の総会で説明をお願いいたします。

事務局長

前回総会の際に、大下委員からご指摘いただいた、災害対応の件でございます。会長の説明の中にありましたが、明日、東西会長と市議会正副議長との農政に関する意見交換の場が設けられております。一つ一つの答えは頂けないと思われませんが、大きな話題としてご提案されるお考えだと思います。併せて年末に向けて、市長、副市長との事務方を含めての意見交換もでございます。来月か再来月か、いつの総会になるか分かりませんが、事務方の市長、副市長との協議に向けての、我々事務局、農林水産部との意見交換の中で、今の災害対応のお答えがおのずと見えてくると思いますので、またその時点でご報告させていただきます。

井手尾会長

大下委員にお尋ねなのですが、浚渫する前に担当局が河川だったのか、

県だったのか、電話されましたか。

大下委員

私は直接まちづくり整備課に電話しましたら、こちらではありませんと言われて、たらい回しにされました。そうなる間に合いませんので、皆さんで集まって協議した結果、やろうということになりました。

井手尾会長

その旨も相手に伝わるように述べていきたいと思います。

藤堂委員

12、3年前に2年続けて紫川が氾濫しまして、その2、3年後に県議を通じて、まず渚ダムの貯水に余裕を持ってほしいということを私がお願いしました。2、3割を常にあけておくということを、県で決定して新聞にものりました。今年の豪雨でほとんどの水路の井堰の幕板が全部流れました。ここ50年以來、最高の水量であったと思います。ダムの所長にもお会いして聞いたのですが、河川工事で復旧をかなりしているから、現在は、ダムの2、3割の余裕を持たせてないそうです。水はお金になりますので、常に満水に近い状態なわけです。毎秒40トンの流入で放流ということがダムの規定なのですが、どれだけ流しているかは分かりません。雨が降って、合馬川や平尾台と合流すれば、桜橋辺りから一気に増えるので、今年が一番流量が多かったと思います。四国で毎秒600トン、6倍を流して、死亡者が出ましたよね。まず渚もその可能性があります。いつの間にか、河川工事が済んでいるから安心だからかなり水を貯めますよ、ということになっています。それもおかしいですので、水利委員会でも質問しようと思っています。水が余っているから、遠賀の辺りに相当の金額で売っているみたいで、水もお金ですが、やはり安全、安心ですよ。関係役員の方には市に意見を出してもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

井手尾会長

今回、広島、岡山、四国の方では、ダムの調整量が分かっている、それを越える放水を行っているわけです。そのために、大きな被害が出たということが非常に言われております。藤堂委員も言われていましたように、ダムの下限面積、上限面積があるかと思いますが、浚渫したから満水というのは、いかがなものかと思えます。そこは水道局、市との関係ですし、また、ダム会社との関係もあると思えます。聞ける範囲を事務局で問い合わせただけませんか、農政関係と協議する時にダムの事も含めたいと思います。今回の台風24号と25号の間に一時間に120ミリ雨が降っているわけですから、考えられないことです。北九州は昭和28年6月の大水害の時に、一時間に100ミリくらい降って、大きな被害が出ました。ですから、100ミリ以上降るということは想定外、というよりもそれに対応出来るような安全、安心をダムの関係者にも知ってもらわないといけません。それは機会のある度に意見交換としてお話ししたいと思えます。

- 古田委員 河川に土砂がだいぶん溜まっていると思います。浚渫しない限り問題は解決しないと思います。河川が詰まっていたら、どうしようもありません。
- 井手尾会長 委員会としても動きますが、地元も河川課と協議して、河川の浚渫の現状を見て頂いて再確認をしていただきたいと思います。うちの方でも稗田川で川へはみ出した大きな樹木が生えていて、今回も色々な物が当たって、そこから溢れました。再々、切ってほしいとお願いをしておりましたが、切らないままでした。被害が出たのは、行政の責任ではないかということで、早急に切らせました。こういう事は再三言わないと、職員も変わりますから。
- 稗田川について申し上げますと、竹馬川からの一部を時々浚渫していますが、海のように航路の関係で必ず浚渫するわけではありません。大雨の時は海に放流していくわけですから、河川もやっておかないと。そういう事も考えて、河川課に委員会の要望をしていきます。
- 大川委員 北九州の河川の役割分担は、名前の通りの河川課は大きな予算についてだけで、保守管理は全て区のまちづくり整備課になっています。
- 井手尾会長 よろしいでしょうか。
- 事務局長 事務局から連絡事項がございます。次第に書かせていただいておりますが、11月22日に県農業会議の北九州支部の研修会を今年も計画しております。今日のお知らせは日程だけでございます。今、講演の内容につきましては調整をしております。方向としては地元の北九州青果の社長においでいただきまして、最近の市場の情勢とか都市近郊農業に期待するような事をご講演いただきたいと話しております。日にちと時間は、ほぼ決まりましたのでスケジュールの確保をお願いいたします。内容の詳細は来月の総会でお伝えしたいと思います。昨年からですが、東部農業委員会からバスを調達しておりません。講演の内容によっては、関心のある方、ない方と色分けされると思いますので、よろしければ北九州ハイツにご参加いただければと思います。
- もう一つ、つい先日、門司の猿喰でトラクターによる人身事故が起きたという情報が入りました。トラクターを使用する作業は、皆さま日常的にされていると思います。農繁期は過ぎたかと思いますが、くれぐれも農作業の際には、気を付けて作業いただければと思います。以上でございます。
- 井手尾会長 以上をもちまして第10回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

